Title	作物残留農薬の事例によるリスク・コミュニケーション改善のための新モデル構築: リスク・アセスメント /マネージメント乖離モデル
Author(s)	小川, 晴也
Citation	国際広報メディアジャーナル, 4, 167-184
Issue Date	2006-05-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/34977
Туре	article
File Information	ogawa-1.pdf



Instructions for use



作物残留農薬の事例による リスク・コミュニケーシ 改善のための新モデル構築

-リスク・アセスメント/マネージメント 乖離モデル

小川晴也

A New Model Construction to Improve Risk Communication by the Case Study of Residual Pesticides in Agricultural Commodities. Risk Assessment-Management Discrepancy Model

OGAWA Haruya

abstract

The aim of this paper is to propose a new model to improve risk communication. Precedent studies revealed that "education/information disclosure" was not enough for risk communication. However, the mechanism has not been proposed aside from "psychometric paradigm" point of view. In this paper, I proposed a hypothetical "risk assessment/management discrepancy model" by a case-study of "Pesticide Seminar". This model consisted of three discrepancies between the administrator and the public; they were discrepancies of "paradigm", "compliance", and "(risk/benefit) frames". This model could account why "education/information disclosure" alone couldn't work in terms of risk communication. And this model enabled to propose the way and the information to reduce these discrepancies.

はじめに

1.1.研究の背景

現在、90%以上の一般市民が食品に対する不安を抱いている。そして、 その約90%が農薬を原因として挙げている」。しかし、この原因は何なの であろうか。農薬の安全性に限らず、一般市民が安全性の判断を下すのが 難しい分野に関しては、安全性の担保は政府・行政により行われてきた2。 そして、その方法には、リスク・アセスメントおよび、それに続くリス ク・マネージメントが用いられてきた³。かつて、一般市民の抱く不安は、 このリスク・アセスメント/マネージメント、あるいはリスクという概念 そのものに対する無理解が原因であると考えられてきた4。このため、一般 市民に対してリスク・アセスメント/マネージメントの正当性・妥当性を 「教育」し、リスク情報を「開示」することにより、一般市民の不安は解消 できるものと考えられてきた。この不安解消のためのプロセスとして考え 出されたのがリスク・コミュニケーションである。

しかし、このような「教育/情報開示」だけのリスク・コミュニケーシ ョンでは一般市民の不安は解消されないことが、やがて明らかにされた。 ここで大きな貢献をしたのが、P. Slovicの研究に代表されるサイコメトリ ック・パラダイムに基づく一連の研究である。ここから、「専門家」と 「素人」のリスク認知メカニズムは異なることが示された7。そして、そこ で認識されたのが「参加」の必要性である8。つまり、「教育/情報開示」 をした上で、リスク・アセスメントの方法あるいはリスク・マネージメン トのあり方にまで「参加」することの必要性が認識されたのである%。実 際、「参加」による成功事例が報告されている10。また、「教育/情報開示」 だけでなく「参加」も含めたリスク・コミュニケーションを行政制度とし て実現しようとする試みもなされている¹¹。さらに、現在のリスク・コミ ュニケーション研究においては、例えば合意形成と「参加」との関係が研 究主題になるなど12、本研究分野において「参加」は前提にされていると 言える。しかし、なぜ「参加」が必要とされるのか、そのメカニズムにつ いては必ずしも明らかにされてきたとは言えない13。

1.2.本稿の目的および概要

そこで、本稿では「教育/情報開示」だけのリスク・コミュニケーショ ンでは、なぜ一般市民の不安が生じるのか、そのメカニズムを「農薬ゼミ」 の事例を通して検討する。そして、一般市民の不安解消に向け、リスク・ アセスメント/マネージメント乖離モデルを仮説として提示することを目 的とした。さらに、その仮説モデルを用いてリスク・コミュニケーション 改善に必要なアプローチを検討することを目的とした。

本稿で事例として取り扱う「農薬ゼミ」は、「教育/情報開示」型のリス ク・コミュニケーションである。そこでは、政府・行政によるリスク・ア

- 内閣府 食品安全委員会(2003. 2004, 2005) 『食の安全性に関 する意識調査』食品安全委員
- このような分野に関しては、 「製造販売は一切禁止され、国 が個々の製品の効能と安全性を 確認したうえ、その製造・販売 をいわば例外的に承認」すると いう原則が取られている。対象 となる分野(および適用法)は 次の通りである。医薬品(薬事 法)、農薬(農薬取締法)、食品 添加物 (食品衛生法)、新規化 学物質(化学物質の審査及び製 造等の規制に関する法律)。 廣瀬久和、2003、『「消費者の安 全のあり方に関する研究会 | 報 告書 | 社団法人商事法務研究会。
- ▶3 リスク・マネージメントとは、 リスク・アセスメントで得られ た定量的リスクを、どう取り扱 うかが決定されるプロセスであ る。ここではリスクとベネフィ ット(即ち「効用」)とが比較 される。つまり、リスクを取っ てでもベネフィットを得るの か、それともリスクは取り得ず ベネフィットも諦めるのかが選 択されるのである。なお、 Calkinsらによれば、リスクの低 減化の方法には①情報、②代替、 ③規制があるとされている。 (Calkins, D. R. et al., 1980, "Identification, characterization, and control of potential human carcinogens: A framework for federal decision making," JNCI (61): 169-175.)
- ▶4 このような政府・行政によるリ スク評価に際しては、定量的リ スク概念が用いられている。こ こで用いられるリスクの概念は 「狭義のリスク」とも称され、 次式で表される: (リスク) = (ハザード) × (ハザードの発 生確率)。「ハザード」とは「何 らかの好ましからざる事象 | で ある。何をもって「好ましから ざる」とするのかは、選択の問 題であり、その対象とする事象 は「エンド・ポイント」と称さ れる。なお、本稿では特に断り のない限り、「リスク」とは 「狭義のリスク」を指すものと する。
- リスク・コミュニケーションの 初期においては、一般市民にリ



スクを分かりやすく伝えるため の方法が検討された。その結果、 費用便益法やリスク比較法、あ るいは損失余命といった表現の 工夫がなされるようになった。 ここでは、いくつかを例示する。 費用便益法:リスクとベネフィ ットをそれぞれ貨幣価値に換算 する方法。リスク比較法:対象: となるリスクと身近なリスクと を比較する方法。例えば、「殺 虫剤のリスクはスキーのリスク より小さい」など。損失余命: そのリスクにより余命がどれく らい短縮されるか。それ以外に、 単に確率を表現するにも、「1万 人に1人 |、「0.01% |、「日本人 のうち12,000人 | で主観的に認 知されるリスクは異なることが 示されている。

が挙げられる。 Slovic, P., 1987, "Perception of risk," Science(236): 279-285. 総説は、次の文献を参照のこ と。

▶6 引用頻度の高い文献としては次

広田すみれら、2002、『心理学 が描くリスクの世界─行動的意 思決定入門」慶応義塾大学出版

- ▶7 Kahneman, D. et al.(1982) Judgement under uncertainty: Heuristics and biases, Cambridge University
- ▶8 吉川肇子はリスク・コミュニケ ーションに重要な点として、次 の3点を指摘している。①教 育:人々がリスク情報を理解で きるようにすること。②参加: リスクについての意思決定に、 初期の段階から一般の人々に参 加してもらい、発言の機会を与 えること。③信頼:専門家や一 般市民も含めた利害関係者が、 お互いの信念や価値観の違いを 認め、敬意を払い、相互の信頼 を確立すること。また、小松丈 晃はルーマンに関する研究か ら、リスク・コミュニケーショ ンをリスクを隠蔽するための 「信頼の技法」という逆説的な 位置づけながら、その手段とし ては①情報開示および②住民参 加を挙げている。したがって、 信頼を得ることを目標とした場 合、それには「教育/情報開示」 および「参加」という手段が必 要であることは、これまでの先:

セスメント/マネージメントが、そのまま一般市民に伝えられる。そして、 「農薬ゼミ」の前後でアンケートが実施されている。このため、「教育/情 報開示」の効果と限界を検証することが可能であった。その結果、政府・ 行政によるリスク・アセスメント/マネージメント/コミュニケーション の限界として、「パラダイムの限界」、「コンプライアンスの限界」および 「フレームの限界」の3つを挙げ、「3つの限界」モデルを提示する。

次に、今回の事例で取り上げる作物残留農薬のリスクについては、主に 政府・行政がリスク・アセスメント/マネージメントの主体、つまり「リ スク管理者」である。しかし、その一方でリスクを被る側の一般市民も、 個々人が自分なりのリスク・アセスメント/マネージメントを行っている と考えられる14。つまり、リスク・アセスメント/マネージメントの主体 としては「リスク管理者」と「一般市民」の2つがあると考えられる15。そ こで、先の「3つの限界」モデルにもう一つの主体である「一般市民」を 加えることにより、「リスク管理者」と「一般市民」のリスク・アセスメン ト/マネージメントに関する乖離が「パラダイム」、「コンプライアンス」 および「フレーム」という3種類に類型化されることを示す。そして、そ れに基づく不安解消のための仮説モデル(リスク・アセスメント/マネー ジメント乖離モデル)を提示する。また、このモデルに基づき「3種類の 乖離」縮小に向けたアプローチを検討する。

現状分析

2.1.リスク・コミュニケーションの事例―「農薬ゼミ」

本稿では、農薬に関するリスク・コミュニケーションとして、農薬工業 会が主催している「農薬ゼミ」を取り上げる16。「農薬ゼミ」では、各種メ ディアを通じて募集した一般市民を「教育」する形を取っている。また、 「農薬ゼミ」の前後で農薬に対する意識調査が実施されている17。そこで本 章では、まず「農薬ゼミ」において説明される、現行の作物残留農薬に関 するリスク・アセスメントおよびマネージメントの概要を示す。そして、 このような内容を市民に「教育/情報開示」することによる効果と限界を、 「農薬ゼミ」前後の意識調査結果を基に考察する。

2.1.1. 「リスク・コミュニケーション」の概要(1) ―リスク・ア セスメント

リスク・アセスメントは基本的には、ハザードが何であり、そのハザー ドはどれ程大きく、そしてどれくらいの確率で発生するのかを評価するプ ロセスである。しかし、化学物質の場合には、より具体的に次の4つのプ ロセスからなると考えられる18。

①ハザードの認識 (Hazard identification)

②用量—反応評価 (Dose-response assessment)

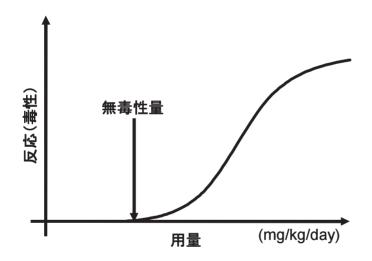
③暴露評価 (Exposure assessment)

④リスクの特徴づけ (Risk characterization)

まず、①「ハザードの認識」および②「用量―反応評価」は実験動物を 用いた毒性試験により行われる。毒性試験は予め定められた試験方法に基 づいて行われ19、多くのエンド・ポイントに対する影響が調査される20。こ の際、用量と反応はシグモイド (S字) 曲線を描くという毒性学のパラダ イムに基づき評価される²¹。

そして、このパラダイムを前提として、有害な反応が全く認められない 用量、即ち無毒性量(NOAEL: No Observable Adverse Effect Level)が設定さ れる (図1) 22。 さらに、無毒性量には通常、1/100の安全係数が掛けられ23、 その化学物質を一生涯摂取し続けても何ら影響の認められない量、即ち一 日許容摂取量(ADI: Acceptable Daily Intake)が設定される²⁴。

■図1 毒性学における用量―反応モデル



次に③の「暴露評価」は「農薬がどれくらいヒトの口に入るか」を推定 することにより行われる。具体的には、作物残留試験および国民栄養調査 の結果から行われることとなる。作物残留試験は農薬・作物ごとに実施さ れ、農薬が実際に使用された場合、どれくらいの濃度で農薬が収穫物に残 留するのかが分析される。そして、その分析値と統計学に基づき、残留値 が推定される。一方、国民栄養調査は約2年おきに実施され、これにより 日本人が1日に平均して摂取する各食品の量が推定される。そして、これ ら2つの推定値を掛け合わせることにより、各食品からの当該農薬の暴露 量が推定される。

最後の④「リスクの特徴づけ」に関しては、以上の知見が総合的に解釈 されることになる。農薬の場合、ADIが設定され得、暴露量も推定され得 るリスク、と特徴づけられることになる。(逆に、ADIが設定され得ず、暴 行研究により明らかにされてい ると言える。

吉川肇子, 2000, 「リスクコミ ュニケーションの戦略」日本リ スク学界編『リスク学事典』 TBS ブリタニカ, 282-283.

小松丈晃, 2003, 『リスク論の ルーマン」勁草書房、98.

リスク・コミュニケーションに 関する指針については、米国学 術研究会議(National Research Council)および経済開発協力機 構(OECD)が優れた指針を作 成している。

> 経済協力開発機構, 2002, 『化 学物質のリスク管理に向けたリ スクコミュニケーションに関す る O E C D ガイダンス文書. ENV/JM/MONO (2002) 18』。経済 開発協力機構.

> National Research Council, 1989, Improving risk communication, National Academy Press. (= 1997、林裕造および関沢純訳 『リスクコミュニケーション-前進への提言』化学工業日報.)

- ▶10 例えば、Benjamin, S. L. & Belluck, D. A., 1990, "Risk Feedback: An Important Step in Risk Communication," Journal AWWA (11): 50-55.
- ▶11 例えば、農薬の登録に先立ち (正確には作物残留基準値設定 前)、パブリック・コメントと いう形で一般市民に「参加」の 機会が与えられている。パブリ ック・コメントは平成11年3月 3日の閣議決定『規制の制定又 は改廃に係る意見提出手続き に基づくものである。また、内 閣府 食品安全委員会が主催す る「意見交換会」も、食品安全 基本法に基づき実施が定められ ているリスク・コミュニケーシ ョンの一環として行われている ものである。しかし、前者は 個々の農薬のリスク・アセスメ ントの結果に対してのみ、意見 を表明することができるだけで ある。また、後者については 個々の意見交換会はあくまでも 「教育」が目的とされており、 「参加」が目的とはされていな

内閣府 食品安全委員会, 2005, 『意見交換会に参加いただいた 皆様へ(筆者注:2005年11月2 日に小樽市で開催された意見交 換会で配布された資料)』食品



安全委員会.

- ▶12 Arvai, J. L., 2003, "Using Risk Communication to Disclose the Outcome of a Participatory Decision-making Process: Effects on the Perceived Acceptability of Risk-Policy Decisions," Risk Analysis (23): 281-289.
- ▶13 「専門家 | と「素人 | のリスク 認知が異なるメカニズム、なら びに「参加」がリスク認知に及 ぼすに影響に関しては、サイコ メトリック・パラダイムに基づ く先行研究がある。しかし、こ れは同一のリスクに対する量的 な差異が発生するメカニズムで あったと言える。本稿において は3.1.リスク概念の整理で後述 するとおり、質的な差異が発生 するメカニズムを扱うことにな る。
- ▶14 かつて、客観的事実に基づかな い一般市民の主観的なリスク認 知・判断は非合理的であるとみ なされていた。それに対する反 論の材料となったのがP. Slovic らによる研究である。そこから、 「素人」は技術的な判断ではな く、社会的・政治的なコンテク ストによりリスクを取り扱って いるとの発想へ転換が進んでい った。

石原孝二, 2004, 「リスク分析 と社会一リスク評価・マネジメ ント・コミュニケーションの倫 理学|『思想』(963):82-101.

- ▶15 本来、「リスク管理者」の対概 念として「一般市民」という用 語を用いるのは適切ではないか もしれない。しかし、「リスク を被る者」を意味する適切な述 語はないため、ここでは「一般 市民」という述語を用いた。な お、カギ括弧つきの「一般市民」 と記述する場合には、「リスク 管理者」の対概念を意味するも のとする。
- ▶16 後援は、内閣府 食品安全委員 会、厚生労働省、農林水産省、 環境省である。また、大学およ び研究機関の研究者、また農業 関係者もパネラーとして参加し ている。
- ▶17 結果の概要は次のウェブ・サイ トで閲覧が可能である。 農薬工業会、2005、「『北野大さ んの, ちゃんと知らなきゃ!! 農薬ゼミ』第一回~第三回来場 者アンケート サマリー」

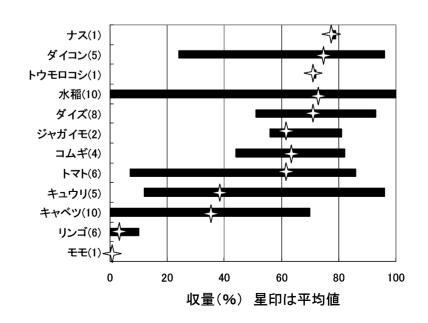
露量の推定もされ得ない農薬は、製造・販売が認められない。)そして、 ADIが設定され得る場合、暴露量がADIを上回ることがなければ毒性は何 ら発現しない、つまりリスクは認められない、という特徴を持つと解釈さ れる。

2.1.2.「リスク・コミュニケーション」の概要(2) ―リスク・マ ネージメント

リスク・アセスメントの結果を受け、リスク・マネージメントにおいて は、リスクとベネフィットが比較されることになる。そこで問題となるの が、何をベネフィットとするのかである。また、リスクの大きさがベネフ ィットを超えないようにし、必要ならばリスクを可能な限り低減化させる 必要もある。

農薬の場合、ベネフィットは農作物の質および量の安定供給である。ま ず、農薬を使用しない場合の収穫量を図2に示す。作物、地域、年により 収穫皆無の事例から通常の収穫量が得られた事例まで、結果は大きく異な る。しかし、農薬を使用すれば収穫はほぼ安定して得られることを考える と、農薬を使用しない農業は極めて不安定となることが分かる。また、収 量だけでなく品質も低下したことが同調査により示されている。しかし、 このようなことは、年間約248万円/戸の農業経営支出のうち、農薬に対し 約17万円を支出すれば避けられるのである25。また、水田1ha当たりの除 草に要する時間は、除草剤がほとんど使用されていなかった1949年当時 が501時間であったのに対し、1999年の調査では18.2時間であった。農業 労働力の不足が深刻な現状を考えると、この点からも農薬が農作物生産の 安定化に貢献していることが分かる。

■図2 農薬を全く使用しないで栽培した場合の収穫量26 (作物名の右、括弧内の数字は試験例数を示す。)



では、農薬のリスクは、このベネフィットに釣り合うのであろうか。先 のリスク・アセスメントにおいて、暴露量がADIを超さなければリスクは 認められないと解釈された。したがって、リスク・マネージメントのゴー ルはここに置かれ、暴露量をADI未満にすることが求められる。そして、 実際に、それが農薬として製造・販売が承認(農薬取締法上では登録)さ れるための条件となっている。

これを実現する具体的な方法が規制、つまり農薬残留基準値および農薬 使用基準の設定である。まず、農薬残留基準値は作物残留試験の結果に対 し、統計学的に必要と考えられるマージンを差し引いて設定される。そし て、作物残留試験の際の使用条件が農薬使用基準に反映される27。つまり、 使用方法と基準値が1セットで設定され、その使用方法において最悪の場 合を想定し、その際の作物に農薬が残留してしまう濃度を基準値とするの である。仮にその条件において暴露量の総和がADIを超えてしまう場合、 使用は一部制限される。そして、暴露量の総和がADIを超えないように調 整されるのである28。

では、実際にリスク・マネージメントは機能しているのだろうか。厳密 には農薬の使用者が農薬使用基準を遵守していることを確認する必要があ るが、現実問題として、それは不可能に近い。そこで、規制当局は市場に 流通している農作物を抜き取り、残留農薬濃度の調査を行っている。2001 年に実施された調査の結果、約24万検体のうち、基準値超過の割合は 0.02%であった²⁹。そこで、厚生労働省も「推定される摂取量のADIに占 める割合は0.08%~5.96%であり、現状ではこれらの農薬の摂取について 安全上の問題はないと考えられる」と結論付けている30。

以上のことから、政府・行政の意図している農薬に関するリスク・マネ ージメントの方法は、定量的リスクの観点から確立され、機能していると 考えられる。

2.1.3. 「農薬ゼミ」の効果

では、このような「教育/情報開示」によりどれだけの効果が上がった のであろうか。その結果を次に示す。まず、「農薬ゼミ」および意識調査に 関する概要は表1に示すとおりである。

■表1 「農薬ゼミ」

開催日	参加人数(人)	男女比(%)	
2004/04/05	297人	19.9 / 74.4	
2004/11/07	382人	26.4 / 72.3	
2005/02/19	272人	20.6 / 77.2	
合計	951人	22.7 / 74.3	

次に、本調査項目の中から、「農薬の必要性」に対する意識の調査結果を 図3に示す。

その結果、「農薬の必要性」という質問内容の場合に、農薬に対して肯定

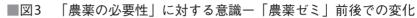
- (http://www.jcpa.or.jp/ibox/anc/ind ex.html.2005.07.07.).
- ▶18 National Research Council, 1983, Risk Assessment in the Federal Government: Managing the Process, National Academy Press.
- ▶19 試験方法のガイドラインは各国 の規制当局により制定される が、化学物質の場合、OECDが 定めたガイドラインに準拠する よう調整されている。
- ▶20 特殊な所見が認められた場合に は、その原因を究明するため、 特別な試験系による確認試験が 実施される場合がある。
- ▶21 外因性内分泌攪乱物質の問題で は、無毒性量よりも低い用量で 内分泌系に影響が再び認められ る可能性(逆U字仮説)が問題 になった。しかし、研究の継続 が前提条件にはなっているもの の、現時点ではこの逆U字仮説 は再現性がないことから認めら れていない状態である。このた め、少なくとも哺乳動物に対し ては、現時点では特別な考慮の 必要はないとされている。なお、 日本においては環境省が毎年、 「化学物質の内分泌かく乱作用 に関する国際シンポジウム | を 開催しており、そこで知見が交 換されている。ここまでの経緯 は同省による次の文献に詳細が 記載されている。
 - 環境省、2005、『化学物質の内 分泌かく乱作用に関する環境省 の今後の対応方針について一 ExTEND2005—』環境省.
- ▶22 「毒性学」の教科書には必ずと 言って良い程、中世の錬金術師 で医化学の祖とされるパラケル スス (1493-1541) の次の言葉 が引用される。
 - " What is there that is not poison? All things are poison and nothing (is) without poison. Solely the dose determines that a thing is not a poison." (例えば、次の書 籍の見開き頁。Klaassen, C. D. ed., 1996, Casarett and Doull's Toxicology: the basic science of poisons 5th ed., Tokyo, McGrawHill.)
- ▶23 安全係数が1/100である根拠は 種間差で1/10、個体差で1/10の マージンをそれぞれ見越してい るためである。しかし、これら の数字に具体的根拠はない。ま た、特徴的な毒性が認められた

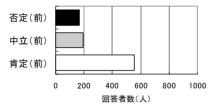


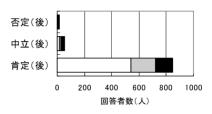
場合には、更に安全マージンが 設定される場合がある。

- ▶24 米国のみADIではなくRfD (Reference Dose)という述語を用い ている。これは、その用量以下 であっても "Acceptable" であ ると証明することができないと いう立場を取っているためであ る。
- ▶25 農林水産省, 2004, 『農業経営 統計調査--平成15年の農業経営 動向統計』農林水産省統計部.
- ▶26 日本植物防疫協会, 2004, 『農 薬要覧』日本植物防疫協会, 4.
- ▶27 規制の内容は、農薬製剤の剤型、 散布液の濃度、散布量、散布回 数、作物、散布から収穫までの 日数である。
- ▶28 食餌以外の暴露経路として、飲 用水も想定されている。この場 合、ADIの10%が割り振られる ことになっている。そこで、ヒ ト一日当たりの飲用水量を2Lと して水質基準が設定される。ま た、その他の経路による暴露も 想定して、ADIの10%をマージ ンとして取ることが定められて いる。したがって、食餌経路の 暴露量はADIの80%以内としな ければならない。
- ▶29 厚生労働省, 2001, 『食品中の 残留農薬』日本食品衛生協会.
- ▶30 厚生労働省, 2001, 『食品中の 残留農薬検査結果の公表につい て』厚生労働省.

的な回答をした参加者の割合は、「農薬ゼミ」の前→後で、60.5%→ 92.3%に増加した。この増加に寄与しているのは、「農薬ゼミ」の前で中 立的あるいは否定的回答をしていた参加者である。これは、中立の割合が 21.1%→5.7%、否定の割合が18.4%→2.1%と減少していたことから分か る。したがって、「農薬の必要性」を説得するには、このような「教育/情 報開示」という方法に効果があることが分かる。







「農薬の必要性」ー「農薬ゼミ」前

「農薬の必要性」ー「農薬ゼミ」後

サンプル数:n=951(うち無回答は「農薬ゼミ」前が15、「農薬ゼミ」後が17。)なお、回 答は次の通り集計した。

肯定:「とても必要だ」および「やや必要だ」。 否定:「全く必要ない」および「あまり必要ない」。

中立:「どちらともいえない」。

また、「農薬ゼミ」後の棒グラフの色分けは、「農薬ゼミ」前のグラフで示した「否定」、「中 立」、「肯定」の色分けにそれぞれ対応している。

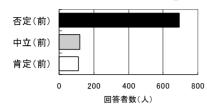
2.1.4. 「農薬ゼミ」の限界

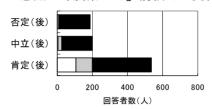
しかし、留意すべきは同時に調査された「農薬使用への抵抗感」に対す る結果である。これを図4に示す。

「農薬使用への抵抗感」という質問内容の場合に、農薬に対して肯定的 な回答をした参加者の割合は、「農薬ゼミ」の前→後で、12.2%→58.2% に増加した。同様に中立的回答に関しては13.0%→21.7%、否定的回答に 関しては74.8%→20.1%であった。したがって、一定の効果があったこと

しかし、その内訳を見てみると、ある傾向が見えてくる。例えば、「農薬 ゼミ」前から肯定的回答をしていた12.2%の参加者のうち、95.6%は「農 薬ゼミ」後も肯定的なままであり、回答にほとんど変化は認められなかっ た。また、中立的回答をしていた13.0%の参加者のうち、「農薬ゼミ」の 後には75.8%が肯定的回答に変化し、17.5%は中立のままであった。しか し、元々、否定的回答をしていた74.8%のうち、49.0%は肯定的回答に変 化したが、25.3%は中立、25.7%は否定的回答のままであった。つまり、 「農薬ゼミ」前に農薬に対して否定的な意識を持っている参加者に対して は、およそ半分の参加者に対してしか「農薬ゼミ」は効果がないというこ とが推察される。そして、残りのうち約25%の参加者に関しては中立的意 識に変化するものの、残りの約25%の参加者の意識は否定的なままである ことが分かる (表2)。

■図4 「農薬使用への抵抗感」に対する意識-「農薬ゼミ」前後での変化





「農薬使用への抵抗感」ー「農薬ゼミ」前

「農薬使用への抵抗感」ー「農薬ゼミ」後

サンプル数: n=951 (うち無回答は「農薬ゼミ」前が10、「農薬ゼミ」後が17。) なお、回 答は次の通り集計した。

肯定:「あまり抵抗がない」および「全く抵抗がない」。 否定:「非常に抵抗がある」および「やや抵抗がある」。

中立:「どちらともいえない」。

また、「農薬ゼミ」後の棒グラフの色分けは、「農薬ゼミ」前のグラフで示した「否定」、「中

立 |、「肯定 | の色分けにそれぞれ対応している。

■表2 「農薬使用への抵抗感」に対する意識ー「農薬ゼミ」前後での変化

農薬使用への抵抗感		「農薬ゼミ」後			
		肯定	中立	否定	
「農薬ゼミ」前	肯定	95.6%	4.4%	0.0%	12.2%
	中立	75.8%	17.5%	6.7%	13.0%
	否定	49.0%	25.3%	25.7%	74.8%
		58.2%	21.7%	20.1%	100%

このように、「農薬の必要性」と比較すると「農薬使用に対する抵抗感」 に関する調査結果の方が、全体的に農薬に対して否定的な傾向が認められ る。(恐らく、これは3章において後述するように、リスク概念の差異に起 因していると考えられる。) そして、リスク・コミュニケーションとしての 「農薬ゼミ」に効果があるのか否かの判断も、「農薬の必要性」あるいは 「農薬使用への抵抗感」という、どちらのパラメータを用いるかで異なるこ とになる。つまり、「農薬ゼミ」は「農薬の必要性」を伝えることは可能で あっても、「農薬使用に対する抵抗感」を払拭するまでには至っていない、 と考えられる。

ここで、「教育/情報開示」型リスク・コミュニケーションのゴールを 「『農薬の必要性』を納得させること」とすべきなのか、「『農薬使用に対す る抵抗感』を払拭すること」とすべきであるのかは議論の余地があり、今 後の課題である。したがって、「農薬ゼミ」の効果に対する判断は、ここで は保留せざるを得ない。しかし、これ以降の考察は、リスク・コミュニケ ーション改善に向けたモデル構築のため「『農薬使用に対する抵抗感』を払 拭すること」をリスク・コミュニケーションのゴールとして扱うものとす る。



2.1.5. 「農薬ゼミ」の限界の原因

調査結果を見る限り、「農薬の必要性」については現在の「農薬ゼミ」の ような「教育/情報開示」型リスク・コミュニケーションでも効果がある ことが分かった。では、「農薬使用に対する抵抗感」についても改善するた めには、何が必要なのであろうか。

そこで、「農薬使用への抵抗感がある/ない」の理由について自由回答形 式の調査がなされているので、そこからの考察を試みる。まず、集計結果 については、農薬に対し否定的な回答、即ち『農薬使用への抵抗感』があ る理由のみを、それらの割合とともに表3に示す31。そして、これらを二つ に類型化し、「パラダイムの限界」および「コンプライアンスの限界」とし た。これを同表に示す。

▶31 本文では農薬に対して否定的な 意見しか掲載していないが、最 も多かったのは農薬に肯定的な 意見であり、「安全性の話を聞き いて安心した、人体への影響が なく安心した。| という回答で あった。これはベース・ライン として捉えることが可能と考え られ、合計82件(全回答に対し 11.9%) であった。

■表3 「農薬への抵抗感」の理由

「農薬への抵抗感」の理由(自由回答)	割合	理由の分類		
安全だと断定するには未だ抵抗がある/安全で	7.4%	パラダイム		
あると未だに信じられない。				
生産者への農薬使用の指導や教育が必要/自主 6.25		コンプライアンス		
的な使用遵守を。	0.2/0			
外国産・外国からの輸入品は安全面で心配。	4.5%	コンプライアンス		
人体への有害性、人体に無害であるはずがない 2.6		パラダイム		
/長期的な分析が必要。	3.0%	77974		
短期間の分析では今後の影響が心配。	2.3%	パラダイム		
残留農薬の不安がある。	2.0%	*		
生産者の使用方法に不安。/基準値が守られて	1.9%	コンプライアンス		
いるか不安。	1.970			
行政が謳う安全は信用ならない。	1.0%	パラダイム※※		

※: この回答の真意は分からないが、いくつかの推測は可能である。仮に「規制どおりに使 用されても、ひょっとしたら過剰な残留があるかもしれない」というのであれば、理由 は「パラダイム」となる。「規制どおりに使用されない可能性があり、そのため残留農 薬の不安がある」というのであれば、理由は「コンプライアンス」になる。また、「ど んなに少量の残留農薬でも不安」というのであれば、理由は「パラダイム」となる。

※※: この回答については、行政が規制を制定する際のプロセスに対する不信とも取れる。し たがって、「行政のコンプライアンス問題 | として解釈することも可能であろう。しか し、仮にこのような「行政のコンプライアンス問題」が発生したとしても、結果的には 制定される規制に対する不信となる。したがって、本回答は「パラダイム」に分類した。

ここで、「パラダイムの限界」とは、「教育/情報開示」型リスク・コミ ュニケーションでは、現行の政府・行政によるリスク・アセスメント(あ るいはそれの基となる科学)が本当に正しいということを保証できない、 という限界である。これは言い換えると、農薬に関するリスク・アセスメ ントおよびマネージメントの枠組みの正しさを保証することができないと いうことであり、結果的に農薬規制の正しさが保証されないということに なる。

また、「コンプライアンスの限界」とは、「教育/情報開示」型リスク・ コミュニケーションでは、現行のリスク・マネージメント (あるいは規制)

が正しく運用(あるいは遵守)されることを保証することはできない。と いう限界である。

これらの限界に対して、消費者は次のような行動を取る可能性が考えら れる。まず、「パラダイムの限界」に対しては、例えば、無農薬栽培農産物 を選択し、購買する可能性である。なぜなら、この場合には農薬に対する 規制自体を考慮に入れる必要がなくなるからである。また、「コンプライア ンスの限界」に対しては、例えば、栽培契約や認証制度あるいはトレーサ ビリティという追加的な監理体制下で栽培された農産物を選択し、購買す る可能性である。

しかし、消費者がこれらの農産物ばかりを購買するようになった場合、 それぞれ農業生産性の低下、および取引費用/機会費用の増大により、農 産物価格は上昇すると考えられる32。ところが、これは政府・行政による 現行のリスク・マネージメントにおいてベネフィットとして捉えられてい る農産物供給の安定化に反してしまうことになる。即ち、何をベネフィッ トとして捉えるのか、そのフレームが利害関係者間で異なってしまうので ある。これまでの先行研究により、一般市民と専門家のリスク認知のフレ ームが異なっていることが示されているが、ベネフィットに関しても同様 に認識のフレームが異なっている可能性が示唆される。そこで、「教育/情 報開示」型リスク・コミュニケーションにより、このようなリスク/ベネ フィットのフレームを一致させられないことを「(リスク/ベネフィット比 較) フレームの限界」とした。

2.2. 「3つの限界」モデル

ここまでの議論を図示したのが図5である。図の中の三角形は、ここま で述べてきた政府・行政による現行のリスク・アセスメント/マネージメ ントが取り扱うことができる部分である。そして、「農薬ゼミ」のような 「教育/情報開示」型リスク・コミュニケーションが取り扱える情報も、こ

「3つの限界|モデル 図5



ることとなる。しかし、 図に示すように、この三 角形の外側にはそれぞれ、 「パラダイムの限界」、「コ ンプライアンスの限界」 そして「(リスクとベネフ ィット比較の)フレーム の限界」があると考えら れる。(すなわち、ここに 図示されているのは「リ スク管理者」を中心とし た場合の、リスク・アセ スメント/マネージメン ト/コミュニケーション

の三角形の内部に限られ

▶32 農林水産省,2005,『全国主要7 都市における主要野菜の小売価 格・販売動向生鮮食料品価格・ 販売動向調査—平成17年01月 分~03月分』農林水産省統計



の「限界」である。)

ここで、「農薬の必要性」については、この三角形として示されるリス ク・コミュニケーションで情報を提供することにより消費者を説得するこ とが可能と考えられる。しかし、「農薬使用に対する抵抗感」までも改善し ようとする場合、この三角形の内部だけでは不十分である。そのためのリ スク・コミュニケーションに求められているのは、三角形の外側にある部 分も射程に含めることであると考えられる。

なお、これら「3つの限界」仮説は、ハーバーマスのコミュニケーショ ン的行為理論からも裏付けられ、この場合、「3つの限界」は、彼が提唱す る「3つの妥当要求」に対応させられると考えられる33。即ち、「パラダイ ムの限界」が「真理性妥当要求」に、「コンプライアンスの限界」が「誠実 性妥当要求」に、そして「フレームの限界」が「正当性妥当要求」に、そ れぞれ対応しているのである。

「真理性」については、科学者にとってパラダイムとは真理(あるいは 現時点において最も真理に近いもの)である。しかし、一般市民にとって、 現行のパラダイムが真理であると信じなければならない根拠はない。また、 パラダイムという概念自体が、それが真理ではないことの裏返しである。 その結果、科学者と一般市民の間に認識の乖離が生じていると考えられる。

「誠実性」について、誠実性が問われるのは、今回のケースでは、農薬 の使用者である農家である。恐らく、多くの農家は規制どおりに農薬を使 用しているのであろう。しかし、一般市民にとって、それを確認する方法 も機会もない。このため、農家と一般市民の間に認識の乖離が生じている と考えられる。

「正当性」に関しては、リスク・マネージメントの場合、ベネフィット を何にするのか、その選択の正当性が問われることになると考えられる。 今回のケースの場合、現行のリスク・マネージメントにおける農薬のベネ フィットは農産物の安定供給である。しかし、市場に農産物が溢れ、割高 ではあるが無農薬栽培の農産物も購買可能な現状で、そのベネフィットを 正当であると全ての一般市民が考えるであろうか。このため、リスク・ア セスメント/マネージメントの主体である政府・行政と一般市民の間に認 識の乖離が生じていると考えられる。

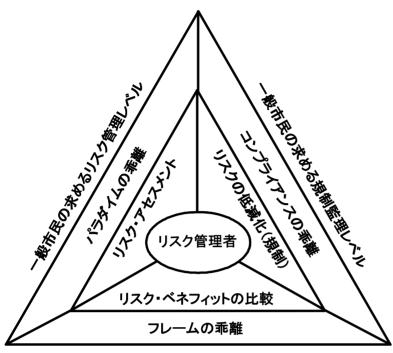
「リスク・アセスメント/マネージメン ト乖離モデル」を用いることによるリス ク・コミュニケーション改善の可能性

図5では、リスク・アセスメント/マネージメントの主体として政府・ 行政という「リスク管理者」のみが示されていた34。そこで、もう一つの リスク・アセスメント/マネージメントの主体である「一般市民」も含め たモデルが図6である。

▶33 中岡成文, 2003, 『ハーバーマ ス一コミュニケーション行為』 講談社.

▶34 ここまでは「リスク管理者」と しては政府・行政を想定してい た。しかし、リスクを被る側と しての「一般市民」に対して、 リスクを与える可能性のある利 害関係者には農業従事者も含ま れると考えられる。したがって、 これ以降、「リスク管理者」に は農業従事者も含めるものとす る。

■図6 リスク・アセスメント/マネージメント乖離モデル



・般市民の求める効用/可能な妥協

図6においては、「リスク管理者」のリスク・アセスメント/マネージメ ントが内側の三角形に、「一般市民」のリスク・アセスメント/マネージメ ントが外側の三角形に対応している。そして、内側と外側の三角形の乖離 は、それぞれ「パラダイムの乖離」、「コンプライアンスの乖離」および 「フレームの乖離」に類型化できると考えられる。そして、これらの乖離が 「一般市民」のリスクに対する不安の原因になっていると考えられる。

本来、このようなリスク・アセスメント/マネージメントに関する「3 種類の乖離」を縮小(理想的には解消)させるプロセスがリスク・コミュ ニケーションであると考えられる。そして、「教育/情報開示」は「一般市 民」のリスク・アセスメント/マネージメントを「リスク管理者」側のそ れへと近づけ、逆に「参加」は「リスク管理者」のリスク・アセスメン ト/マネージメントを「一般市民」側のそれへと近づける働きをしている ものと考えられる。このように考えると、「参加」がない「教育/情報開 示」だけのリスク・コミュニケーションでは、「3種類の乖離」を十分に縮 小することができず、結果的に一般市民の不安が残ってしまうことを説明 できるようになる。

では、本モデルを用いることにより、どのようなリスク・コミュニケー ションの改善が図れるのだろうか。本章においては、本モデルを用いるこ とによるリスク・コミュニケーション改善のアプローチを検討する。

3.1.リスク概念の整理

ここまでの議論で用いたリスクの概念は、ハザードと発生確率の積で表



▶35 リスク概念に関する混乱は、リ スク論を取り扱っている研究者 の間にもある。現在も共通概念 構築の努力が続けられている が、未だ統一された概念にはな っていない。例えば、「曖昧性」、 「不確実性」、「無知」という分 類も提唱されている。

> 竹中和久ら, 2004, 「不確実性 の分類とリスク評価―理論枠組 みの提案」『社会技術研究論文 集』(2):12-20.

> Wynne, B., 2005, "Managing Scientific Uncertainty in Public Policy", Harvard GMOs background paper, Harvard University.

- ▶36 自然科学系では定量的リスクが 扱われるため、「リスク」とは 暗黙のうちに「狭義のリスク」 を指すものと考えられる。これ に対して社会科学系では「リス ク」の概念は広い。例えばU. Beckは「リスク」を可避である ものとし、(不可避の)「危険」 の対概念として用いている。 Beck, U., 2002, Das Schweigen der Wörter: Über Terror und Krieg, Frankfurt am Main, Suhrkamp Verlag; Beck, U., 1996, Weltöffentlichkeit und globale Subpolitik: Ökologische Fragen im Bezugsrahmen fabrizierter Unsicherheiten.(=島村賢一 訳, 2003, 『世界リスク社会 論・テロ,戦争,自然破壊」, 平凡社.)
- ▶37 このような試みがなされない場 合、リスク・コミュニケーショ ンの目的も曖昧になってしまう 可能性がある。2.1.4.農薬ゼミ の限界でも示したとおり、「農 薬ゼミ」の効果は「農薬の必要 性」と「農薬使用への抵抗感」 で差が認められた。恐らく、 「農薬の必要性」は、具体性を 持っており、リスクとベネフィ ットも分かりやすい。このため、 「狭義のリスク| 概念を用いる ことが可能となる。したがって、 そこに基づいている「農薬ゼミ」 は効果を上げることができたの であろう。しかし、「農薬に対 する抵抗感」という漠然とした 問いに対しては、「広義のリス ク」概念を用いる必要があると: 考えられる。このため、「農薬 に対する抵抗感」を低減させる ことを目的とするならば、現状: の形での「農薬ゼミ」では不十:

される定量的リスクあるいは「狭義のリスク」概念に基づくものである。 しかし、本モデルにおける「3種類の乖離」は、そのような狭い概念では 考慮の外に置かれてしまうことになる。

図で説明すると次のようになる。図6で示した「3種類の乖離」は、いず れも図5の三角形の外側つまり「3つの限界」部分に入ることになる。しか し、「リスク管理者」からすれば、取り扱うことができる事象は三角形の内 部に限られている。したがって、「3つの限界」部分に含まれる事柄は取り 扱うことができず、考慮の対象外とするしかなくなるのである。

逆に「一般市民」の側からすると、「リスク管理者」からリスク・アセス メント/マネージメントが提示された時点で、新たなリスクが発生するこ とになる。なぜなら「リスク管理者」が示した「パラダイム」、「コンプラ イアンス」、「フレーム」が誤っている可能性があるためである。(これらに 誤りがある場合、「一般市民」は何らかのリスクあるいはハザードを被るこ とになる。)

つまり、「3種類の乖離」を扱うには、現行の「リスク管理者」によるリ スク・アセスメント/マネージメントが正しくないかもしれないという、 より広いリスク概念(以下、「広義のリスク」概念)が必要になることが分 かる。言い換えると、「一般市民」は「広義のリスク」を抱いている反面、 「リスク管理者」は「狭義のリスク」しか取り扱うことができない。さらに 拡張すると、「リスク管理者」は「狭義のリスク」概念に基づくリスク・ア セスメント/マネージメントを行っており、「一般市民」は「広義のリス ク! 概念に基づくリスク・アセスメント/マネージメントを行っている、 と言える。(これら「狭義のリスク」と「広義のリスク」の両概念の乖離を 3種類に類型化したものが、本モデルにおける「3種類の乖離」であると考 えられる。)

しかし、「狭義のリスク」と「広義のリスク」も含め、リスク概念につい ては混乱があり、リスク論においても取り上げられている問題である35。 このようなリスク研究者の間においてさえ統一されているとは必ずしも言 えない概念を、一般市民とのコミュニケーションにおいて用いることは適 切ではないだろう36。利害関係者間でリスク概念が混乱することを避けた 上で、「広義のリスク」に関してもコミュニケーションを図る必要があると 考えられる37。

そこで、比較的理解のしやすい「狭義のリスク」概念に基づく「教育/ 情報開示」を行い、それに対して「3つの乖離」を縮小するようなアプロ ーチを加えることにより、リスク・コミュニケーションを改善できる可能 性が考えられる。では、「3つの乖離」を縮小するようなアプローチに際 し、提供されるべき情報はどのようなものが考えられるのだろうか。

3.2. 「3種類の乖離」モデルによる改善

本節では、「3種類の乖離」を縮小(理想的には解消)するためのアプロ ーチを、「パラダイムの乖離」の縮小、「コンプライアンスの乖離」の縮小 および「フレームの乖離」の縮小に分けて、それぞれ考察する。そして、

それぞれの縮小に際し、提供されるべき情報を考察する。

(なお、これから考察するのは、「リスク管理者」側のリスク・アセスメ ント/マネージメントを、「一般市民」が主体となって、「一般市民」側の それへと近づけるためのアプローチについてである。なぜなら、「一般市 民」側のリスク・アセスメント/マネージメントを「リスク管理者」側の それへと近づけることは、「教育/情報開示」型リスク・コミュニケーショ ンの役割であると考えられるためである。)

3.2.1. 「パラダイムの乖離」の縮小

「パラダイムの乖離」を縮小しようとする場合、リスク・アセスメン ト/マネージメントをどのように行うのかを調整する必要が生じる。では、 調整前のリスク・アセスメント/マネージメントはどのように決定されて いるのだろうか。まず、この点を論じ、次に「パラダイムの乖離」の縮小 をするためのアプローチを提示する。

最初に、現行の政府・行政によるリスク・アセスメント/マネージメン トの決定方法を概説する。リスク・アセスメント中、ハザードの認識は、 かつては公害や健康被害といった、エンド・ポイントが明確に捉えられる 形でなされていた。しかし現在では、疫学や実験室内・試験管内での知見 のように、最終的なエンド・ポイントとの因果関係が必ずしも明確でない 場合が出てきた。そこで、何をエンド・ポイントとするのかが重要となる。 毒性試験の場合は、検査項目がエンド・ポイントである。したがって、試 験ガイドラインやプロトコルの制定および改訂が重要な役割を果たすこと になる。そして、この重要事項の決定に対しては、恣意を排し結果として 柔軟でかつ合理的な判断を行うために科学が用いられることになる。

実際には、OECDが中心となり、科学者共同体の討議によって、これら のことが行われている38。そして、各国家のレベルにおいても、それらが 基にされている。(実際には、国家間で僅かな違いはあるものの、事前の試 験プロトコルの調整で全てを網羅することが可能な程度である39。) したが って、ハザードの認識は科学者共同体により、現時点での最善の科学に基 づき、行われていると言える⁴⁰。また、リスク・アセスメントのそれ以降 の部分に関しても、国家だけでなく国連食糧農業機関/世界保健機関(そ れぞれFAO/WHO) などの国連諸機関においても、科学者専門家集団に より行われている4。リスク・アセスメント/マネージメントが自然科学 という再現性が確保されている手段を使う以上、リスク・アセスメントの 結果はほぼ同じである。加えて、リスク・アセスメントに続くリスク・マ ネージメントに関しても、特に世界貿易機関 (WTO) を中心とした国際協 調が進んでいる↩。仮に、ある国家の設定したADIや作物に対する農薬残 留基準値が国際的な値と大きく異なった場合、WTOに対し提訴されること も制度上あり得る43。そして、提訴された場合の調整は、結局は恣意を排 し結果として柔軟でかつ合理的な判断を行うために、科学が用いられるこ とになる。

このような状況下において、「一般市民」がリスク・アセスメント/マネ

- 分ということが説明できる。
- ▶38 OECD, 1981, OECD Guidelines for Testing of Chemicals, OECD. (制定 後も改訂あり。)
- ▶39 ここでは例として日米欧のガイ ドラインを示す。

日本:農林水産省,2000,『平 成12年11月24日付 12農産第 8147号,農林水産省農産園芸局 長通知』農林水産省.

米国: US Environmental Protection Agency, 1982, Pesticide Assessment Guidelines Subdivision F Hazard Evaluation: Human and Domestic Animals, US EPA.

欧州: European Union, 1991, EU Council Directives 91/414 (1991), European Union.

▶40 新たな知見が認められ、それが 社会的な問題となっても、その 点が検査項目として毒性試験ガ イドラインに反映されるとは限 らない。脚注21でも述べたとお り、外因性内分泌攪乱物質いわ ゆる「環境ホルモン」が良い例 である。このように科学的因果 関係が不明な場合、「予防原則」 を採用するか否かが大きな論点 となる。「予防原則」の扱いに ついては、今後の課題である。 なお、一つの可能性としては後 述の通り、マージンを増やすと いう方法が考えられる。予防原 則については、下記の文献を参 照のこと。

> Harremoës, P. et al. eds., 2002, The Precautionary Principle in the 20th Century-Late Lessons from Early Warnings, Earthscan Publications

> Stirling, A. ed., 2001, On Science and Precaution in the Management of Technological Risk, European

- ▶41 毎年、いくつかの農薬に関する 安全性評価がなされている。そ の結果は公表されており、例え ば殺菌剤ベノミルに関しては、 次のような報告書が入手可能で ある。
 - World Health Organization, 1993, Environmental Health Criteria 148: Benomyl, Geneva World Health Organization.
- ▶42 Josling, T. et al., 2004, Food Regulation and Trade: Towards a Safe and Open Global Food System, The Institute for International Econom-



ics (=2005. 塩飽二郎訳『食の 安全を守る 規制と貿易』、家 の光協会.)

▶43 このため各国政府は残留基準値 の設定前に、WTOに通告する義 務がある。

▶44 統計検定における有意水準は慣 習的に5%または1%とされる ことが多く、その理由について は種々の説がある。(財)食品 農医薬品安全性評価センターの 小林克己は次のような説を第一 番目に紹介している。「生物統 計が育てられた農学の領域で は、研究者は大学を出て20年く らいは現役で実務に就く。種子 を蒔き収穫を調べるという試験 では、1年単位である。そこで 長い研究生活のうち、1回位の 言い過ぎは、人の常として許し てよかろう。20回に1回という ことで5%の線が出た。」また、 同氏はこのようにも書いてい る。「生物に対する試験は、こ こ50年間5%水準で国際的に容 認されてきたことから、私はこ の5%有意水準は崩したくない と考えている。」

> 小林克己, 1999, 「Anpyo Center News No.23 | (http://www.anpyo. or.jp/news/news23.pdf,1999.10.).

▶45 藤垣裕子は「妥当性境界」とい う概念で異分野間の摩擦(特に 科学と社会)を説明し、その解 消のために科学技術社会論の構 築を提唱している。本稿で提唱 している方法は、係数を調整す ることによるアプローチと解釈 される。「妥当性境界 に関し ては次の文献を参照のこと。 藤垣裕子,2003,『専門知と公 共性―科学技術社会論の構築へ 向けて』東京大学出版会.

ージメントの科学性に関する議論に主体的に「参加」し、「パラダイムの乖 離」を縮小しようとすることは実効性に乏しい。寧ろ、科学的議論の中で も慣習的・決断主義的に決められている事柄に対して、科学者と一般市民 が同じ立脚点から議論する方が現実的であろう。そして、そのような事柄 は実際に存在するのである。

例えば、無毒性量から一日許容摂取量を設定する場合、通常は安全係数 として1/100を用いる。その根拠は、動物実験の結果をヒトに外挿すると いう種間差から1/10、感受性の個体差から1/10である。しかし、種間差お よび個体差に対する安全係数として1/10を用いるというのは慣習的な決め 事である。あるいは、統計検定では通常、有意水準として5%あるいは1% が用いられるが、これも慣習的なものである44。つまり、このような幅を 調整するのである。実際に、これらの幅は農薬も含めた化学物質の場合、 MOE (Margin of Exposure) およびMOP (Margin of Protection) として捉え られている。前者は化学物質への暴露をどこまで大きめに評価するか、後 者は暴露した後の感受性をどこまで高めに見積もるか、である。つまり、 リスク許容レベル(リスク管理レベル)をどこに設定するかの問題となる。 そして、「パラダイムの乖離」を縮小しようとする場合には、どの係数が変 更可能で、マージンをどれくらい取るのか、およびその根拠が情報提供の ポイントになると考えられる45。

なお、農薬の場合の具体的な例としては、使用農薬の種類、使用回数あ るいは収穫前日数の自主的な制限が考えられる。例えば科学を一切信じら れない人にとっては「無農薬栽培」という選択肢がある。これはADIに関 するマージンを極限まで大きくした事例と解釈される。そして、「減農薬栽 培」や「有効成分数の制限」も同様に、このマージンを調整している事例 と解釈される。また使用回数や収穫前日数に関しては作物残留濃度分析の 結果から統計学的に基準値を設定する際、その有意水準を調整していると 解釈される。

3.2.2.「コンプライアンスの乖離」の縮小

「コンプライアンスの乖離」を縮小しようとする場合、規制の遵守をど こまで厳しく監理するか (監理レベル) を調整する必要が生じる。農薬の 場合は、ルールどおりに農薬が使用されているのか、そのチェックの問題 となる。したがって、監理制度の確立が必要になる。その具体例としては 「トレーサビリティ」、「認証栽培制度」あるいは「契約栽培制度」が挙げら れる。そして、「コンプライアンス乖離」を縮小するとは、このような監理 体制をどこまで厳しくするか、の問題となる。

一般に商品取引においては、商品の質を確保しようとする場合、取引費 用あるいは機会費用の発生は免れない。取引費用は、不特定の相手と取引 するに際して、商品の品質を確保するために発生する費用(例えば、検査 費用)である。逆に機会費用は、取引相手を限定することにより、品質の 確保を図ろうとする場合に発生する費用であり、競争が起きないことによ る損失(例えば、割高なものを買わされる)である。

つまり、「トレーサビリティ」および「認証栽培制度」には取引費用が発 生し、「契約栽培制度」には機会費用が発生する。したがって、「コンプラ イアンスの乖離」を縮小するアプローチとは、取引費用あるいは機会費用 をどこまで許容できるのかの調整、あるいは監理制度の選択であると考え られる。そして、「コンプライアンスの乖離」を縮小しようとする場合に提 供されるべき情報も、これら取引費用・機会費用および監理制度に関する ものとなる。

3.2.3. 「フレームの乖離」の縮小

「フレームの乖離」を縮小しようとする場合、「リスク・アセスメント/ マネージメントの目的は何であり、何が得られ、そして何を代償にするの か」というリスク・アセスメント/マネージメントの理念を調整する必要 が生じる。したがって、「フレームの乖離」を取り扱う場合には、「パラダ イムの乖離」と「コンプライアンスの乖離」それぞれの縮小が関連するこ とになる。

まず、「パラダイムの乖離」を縮小しようとする場合、農薬を例に挙げる と、生産性の低下が懸念された46。そこで、この生産性の低下をどこまで 許容できるのかが、これに対する「フレームの乖離」の縮小可能な幅であ ると考えられる。その際に必要な情報は、生産性の低下の程度と、その生 産性の低下をなぜ受容すべきかの根拠であると考えられる。また、「コンプ ライアンスの乖離」を縮小しようとする場合、取引費用あるいは機会費用 が発生すると考えられた。そこで、これらの費用の発生をどこまで許容で きるかが、これに対する「フレームの乖離」の縮小可能な幅であると考え られる。その際に必要な情報は、同様に費用発生の程度と、その費用発生 をなぜ 受容すべきかの根拠 (監理制度システムの説明) であると考えられる。

例えば、通常は慣行栽培を実施している農業生産者が、なぜ慣行栽培を 選択したのかという理念を消費者に伝えることはない。しかし、無農薬栽 培や有機栽培を実施している農家と同様に、消費者に対して理念に関する 情報を提供するのである。この場合、無農薬栽培・有機栽培では収量は低 く、雇用労賃は高く47、規模拡大も現状では難しいといった点から48、仮に 日本の農家が全て栽培方法を切り替えた場合、作物の価格はどうなるのか、 農業労働力は確保できるのか、自給率はどうなるのかなど、消費者の家計 に及ぼす影響や食料安全保障の観点からの幅広い情報を提供することが例 として考えられる49。つまり、「パラダイムの乖離」の縮小に伴う影響をシ ミュレーションし、判断材料として提供するのである。

「コンプライアンスの乖離」の縮小に関しても同様に、例えば「トレー サビリティ」、「契約栽培」あるいは「認証栽培」ならば、そのシステムと コスト、そして、なぜそのシステムを導入したのか、その理由についての 情報提供を行う必要が生じるであろう50。

いずれにせよ、「パラダイムの乖離」および「コンプライアンスの乖離」 を縮小する場合の程度と根拠が、「フレームの乖離」の縮小しようとする場 合には提供される必要があると考えられる。

▶46 本稿の2.1.2.「リスク・コミュ ニケーション」の概要(2)-リスク・マネージメントを参

- ▶47 農林水産省, 2004, 『環境保全 型農業(稲作)推進農家の経営 分析調查」農林水産省統計部.
- ▶48 農林水産省, 2000, 『環境保全 型農業による生産物の生産・出 荷状況』農林水産省統計部.
- ▶49 農林水産省,2004,『食料・農 業・農村白書』農林水産統計協
- ▶50 現実問題として、既にこのよう なシステムが導入されている場 合、負担の多くを生産者が被っ ている現状がある。逆に、この ような負担に耐えられ、システ ムを導入できるのは、既にブラ ンド化に成功し、そこに付加価 値を見出せる生産者である。こ のような分化が始まりつつある 現在、将来的にどのようなシス テムが望まれるのかは、「フレ ームの乖離」として、異なった 視点から調整をする必要がある と考えられる。



3.2.4. 「3種類の乖離」の縮小のまとめ

ここまでの議論を要約すると次のようになる。

「パラダイムの乖離」を縮小しようとする場合には、リスク管理レベル をどこに設定するかが問題となる。そこでは科学的アプローチを基にしつ つも、マージンを調整することにより、リスク管理レベルを調整すること が可能になると考えられた。この際に必要な情報は、どれ位の大きさの、 どのような係数が、どのような理由で用いられているのか、についてであ ると考えられる。

「コンプライアンスの乖離」を縮小しようとする場合には、リスク管理 レベルの遵守をどこまで厳しく監理するか(監理レベル)が問題となる。 そこでは、機会費用および/または取引費用を調整することにより、「コン プライアンスの乖離」を縮小することが可能になると考えられた。この際 に提供されるべきは、監理制度システムに関する情報、および必要な機会 費用・取引費用の額についての情報であると考えられる。

「フレームの乖離」を縮小しようとする場合には、自分の求めるレベル の「パラダイム」と「コンプライアンス」に何を期待し何を代償として支 払うのかという点が問題となる。この際に必要なのは、「パラダイムの乖 離しおよび「コンプライアンスの乖離」のそれぞれを縮小する根拠と想定 される代償に関する情報提供であると考えられる。

要約および今後の課題

本稿においては、「リスク管理者」による「教育/情報開示」型のリス ク・コミュニケーションの事例として「農薬ゼミ」を取り上げ、その効果 と限界を示した。そして、現行のリスク・アセスメント/マネージメン ト/コミュニケーションの限界を、「パラダイムの限界」、「コンプライアン スの限界」および「フレームの限界」という3つに類型化する「3つの限 界」モデルを提示した(図5)。

次に、この「3つの限界」モデルに対し、もう一つのリスク・アセスメ ント/マネージメントの主体である「一般市民」を加えることにより、「リ スク・アセスメント/マネージメント乖離モデル」を提示した(図6)。 「一般市民」のリスクに対する不安の原因は、このモデルにおける「パラダ イムの乖離」、「コンプライアンスの乖離」および「フレームの乖離」とい う「3種類の乖離」に類型化できると考えられた。また、このモデルを用 いることにより、リスク・コミュニケーションにおいては「教育/情報開 示」だけでなく、「参加」が必要であるメカニズムが説明可能であった。さ らに、本モデルに基づき「3種類の乖離」を縮小させるためのアプローチ およびその際に提供されるべき情報を考察した。

本稿において考察したアプローチを、どのように「参加」に反映させる のかは今後の課題である。特に今回の事例である作物残留農薬のリスクに 関しては、国際的枠組みでリスク・アセスメント/マネージメントが行わ れている51。したがって、石原が挙げている次のような問題がグローバル な問題として起きると考えられる™。「リスク評価に参加する利害関係者を どのように選別するのか、選別された関係者が果たして利害関係者を代表 していると言えるのか、『討議』により得られた結論をどのように位置づけ るべきなのかといった問題は、明確な解決法を見つけることが難しい問題 である。さらに、『討議』については、… (中略) …結論が必ずしも実効性 をもたないこと、などの弊害が指摘されている。」(ここでの引用は、リス ク・アセスメントについて言及したものである。しかし、これらの問題点 はリスク・マネージメントにも当てはまるものと考えられる。

このため、利害関係者が直接的に参加し「討議」を行うのとは異なる形 での「参加」方法を検討する必要がある。ここで、実際には「一般市民」 の多くが消費者として農産物を購入しており、市場においては様々な農産 物が購入可能である。したがって、消費者が購買時に「3つの乖離」を縮 小できる状況を作り出すことができれば、消費者の不安を解消できる可能 性がある。そこで、消費者の選択の幅を広げ、その上でリスク・コミュニ ケーションの概念を市場における広報にまで拡大することにより、「3つの 乖離」あるいは消費者の不安を解消できる可能性があると考えられる。

謝辞:本稿を執筆するにあたり、データをご提供いただいた農薬工業会 に感謝いたします。

▶ 小川晴也(おがわ・はるや) 北海道大学大学院国際広報メディア研究科博士後期課程

- ▶51 本稿3.2.1. 「パラダイムの乖離 | の縮小を参照。
- ▶52 脚注14の前掲書、石原孝二 $(2004:95)_{\circ}$